



2月号

公益社団法人
伊達市シルバー人材センター

令和8年2月1日発行 No.263

事務局だより

〒052-0032 北海道伊達市山下町146-8

電話 0142-23-6448



1月入会会員	1月退会会員	会員数 (1月30日現在)	無事故日数 (1月30日現在)
よろしくお願ひします	お世話になりました	男性 187名	250日
黒澤 嘉久治さん 9地区	板田 與志子さん 2地区	女性 96名	
篠川 宜夫さん 9地区	竹内 吉雄さん 8地区	全会員数 283名	
安部 隆さん 4地区			

◆令和7年度 第8回理事会を開催！◆

第8回理事会を1月23日(金)に開催しました。

入退会会員、12月事業実績、部会報告、実施行事と今後の行事の報告のほか、次の議事を諮りました。

《議事》

- ① 令和8年度 D&O(役員賠償責任)保険の加入
(加入要件:理事会決議)
 - ② 次年度の会員拡大褒賞の実施
 - ③ 次年度の永年会員表彰の実施
 - ④ だて農業・漁業・大物産まつりへの出展に係る検証
⇒ 来場者層とのミスマッチもあり期待したほどの効果が得られなかった。今後は、内容や方法を検討し効果的な広報活動を検討。
 - ⑤ 令和8年度事業計画(案) ⇒ 継続審議
 - ⑥ 令和8年度行事予定表(案) ⇒ 継続審議
- ※行事予定表は、4月配布予定です。



会員継続調査について

毎年実施している「会員継続調査」を今年も実施いたします。

令和8年度の『会員調査票(継続)』を本事務局だよりの配布に合わせてお配りしますので必要事項をご記入の上、4月30日(木)までに事務局まで提出してください。

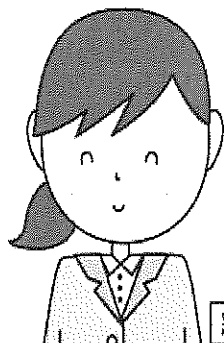
この調査は会員の皆様の現状を正しく把握して、今後の伊達シルバーの事業運営の参考とするため、全会員を対象としておりますのでご理解とご協力をお願いします。

令和8年度会費納入のご案内

令和8年度も引き続き会員を継続される場合は、上記の『会員調査票(継続)』の提出と一緒に、年会費を4月30日(木)までに事務局で納入してください。

年会費は、[正会員年会費 1,800円・親睦会年会費 1,200円] 合計 3,000円となります。

なお、都合で退会される方は、印鑑と会員証をご持参のうえ事務局で手続きをしてください。



窓口

会員継続調査
会費納入
4/30(木)まで
お願いします！



緊急連絡先 シルバー緊急時専用携帯
090-7545-6953

※厳に緊急時のみに限ってください※

携帯電話携行者：佐藤事務局次長

緊急時のみ



令和7年度第3回地区長会議開催のお知らせ

○日時： 3月10日(火) 13:30~(予定)

○場所： ワークプラザ(シルバー人材センター) 2階研修室

※ なお、地区会議の3月開催は、各地区でご検討いただき、
日程及び場所が決まった地区は事務局までお知らせください。

☆2月の雑巾縫いのボランティア活動へのご協力をお願い☆

12月号の事務局だよりで、雑巾縫いのボランティアへのご協力をお願いしておりましたが、2月は次のとおり雑巾縫いを行います。
ご都合のつく日に、是非、雑巾縫いのボランティア活動へのご協力をお願いいたします。

記

☆日時☆

2月5日(木) 13:30~ シルバー1階研修室

※ ご自宅などで合間の時間に作っていただく場合は、

・ウエス⇒綿素材のものを30cm×30cmにカット。

・雑巾⇒フェイスタオルの長辺を三つ折りで縫う。

出来上がったものを、ご提供していただくことも大歓迎です。

会員クラウドサービス利用率向上を目指した

スマホ講習会を開催します

インボイス制度の経過措置が第二段階へ移行することに加え、フリーランス法の施行でシルバー人材センターを取り巻く環境は一層厳しさを増しています。

このような状況を踏まえ、運営に係る基礎的経費の節減が必要となっており、配分金明細書等の発行経費削減を目的として、会員クラウドサービスの利用率の向上が喫緊の課題となっています。

これらの課題を克服するための取組みのひとつとしてスマホ講習会を次のとおり開催いたします。

記

1 日時 令和8年2月25日(水) 午前の部10:30から(iPhone)

午後の部13:00から(アンドロイド)

※らくらくスマートフォン含む

2 場所 伊達市シルバー人材センター 2階研修室

3 講習内容 会員クラウドサービス操作説明

4 講師 (株)Work Vision (会員クラウドサービスのシステム開発事業者)

【留意事項】操作が、iPhone・アンドロイド・らくらくスマートフォンによって異なるため、種類ごとに分かれて開催する必要があります。

5 申し込み 2月13日(金)までに、事務局(電話:0142-23-6448)へお申し込みください。
お申し込みの際には、携帯電話の種類(iPhone・アンドロイド・らくらくスマートフォンの別をお伝えください。)

※らくらくスマートフォンの場合は、電話機の製造事業者(メーカー名)も合わせてお伝えください。

【注意喚起】自転車の交通違反に「青切符」が導入されます(令和8年4月~)

令和8年4月から、自転車の危険な交通違反に対して、反則金を伴う「青切符」が交付される制度が始まります。これまで注意や指導で済んでいた行為でも、違反内容によっては反則金の対象となりますので、十分な注意が必要です。

特に次のような行為は、重点的に取締りの対象となるようです。

信号無視 ・ 一時停止無視 ・ 携帯電話 ・ スマートフォンを操作しながらの運転・イヤホン等を使用し周囲の音が聞こえない状態での運転 ・ 酒気帯び運転 ・ 歩道での危険な走行や歩行者妨害

自転車は手軽な移動手段ですが、道路交通法上は「車両」として扱われます。

一人ひとりが交通ルールを守り、事故防止と安全な就業・日常生活につなげていきましょう。

なお、制度の詳細がわかる【自動車ルールブック】を事務局窓口に配置していますので、お越しの際は、ご覧ください。

この事務局だよりは、地区長さん・世話人さんのご協力で毎月みなさんに配布しています。